（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第四十三条　障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同令第四十四条第一項第三号イ及びロ及び同項第九号ロ、第四十七条の二第一項第四号ロ及びハ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条第一項第五号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第四十四条第二項第一号	一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）	一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本
第四十四条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［略］	［略］	［略］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第四十三条　［同上］

第四十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第四十四条第一項第七号の二	国民年金法施行規則第一条各号	国民年金法施行規則第一条第一項各号
［同上］	［同上］	［同上］
第四十四条第二項第一号	一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）	一　生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本
第四十四条第二項第三号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
第四十四条第二項第八号の二	国民年金法施行規則第一条各号	国民年金法施行規則第一条第一項各号
［同上］	［同上］	［同上］